

東恩中学校いじめ防止基本方針

手をつなぐ その温かさで 救われる
(平成26年度卒業生)



はじめに

- (1) いじめの未然防止のための取り組みの推進について 2
 - ① 道徳教育の充実による豊かな心の育成
 - ② 体験活動等の推進による社会性の育成
 - ③ 児童生徒の主体的な活動の推進
 - ④ 情報モラル教育の充実
 - ⑤ 児童生徒がストレスを感じない学校づくりの推進
 - ⑥ 教職員の資質向上
 - ⑦ 地域や家庭との連携促進

- (2) いじめの早期発見の取組の充実について 4
 - ① 教育相談体制の充実
 - ② 校内の情報共有体制の整備
 - ③ 保護者や地域への情報提供依頼

- (3) 発生したいじめへの対応について 4
 - ① いじめ認知時点で
 - ② 事実を明確にする
 - ③ 被害児童生徒への支援及び保護者への対応
 - ④ 加害児童生徒への指導及び保護者への指導助言
 - ⑤ いじめの構造を意識した集団への指導
 - ⑥ 多様な外部人材の活用等による問題解決支援

- (4) いじめに対応する校内組織の編成について 5

◆ はじめに ◆

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

そのようないじめを未然に防止するためには、学校において、「いじめは絶対に許さない」という風土を保ちながら、道徳教育の充実や計画的な体験活動、学校行事等の様々な教育活動を総合的に実践し、生徒に望ましい人間関係づくりや社会性の育成に取り組むとともに、規範意識の醸成等も推進していくことが重要であり、学校の組織力を活かして取り組むことが求められる。

そういった取組の中で、教職員は、「いじめは誰にでも、どこにでも起こりうるもの」という危機意識をもち、生徒との望ましい人間関係を構築しながら、心に寄り添った教育相談体制を充実させ、見守り続けることも重要である。

生徒をいじめに向かわせる要因として、「友人関係」と「勉強」という2つのストレスが考えられるが、教職員は、生徒一人一人が、この2つの要因に関して、どのようなストレスを感じているかを、常に把握するように努める必要がある。そうしたストレスを取り除くためには、人間関係づくりを意図的に取り入れた様々な教育活動の中で、コミュニケーション力の向上等の社会性の育成をしたり、特別支援教育の視点に立った授業のユニバーサルデザイン化による「わかる授業」の創造等による学力保障の具体的な取り組みを実施したりしていくことが大切である。

こういった総合的な視点で、生徒が自己有用感を味わいながら、いじめに向かうことなく有意義で充実した学校生活を送ることができるように、保護者や地域と連携をもちながら、教職員が一丸となって組織的に推進することが重要であると考え、本基本方針を策定した。

◆ 本校が行ういじめの防止等に関する取り組み ◆

1 いじめの未然防止のための取り組みの推進について

本校では教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力を育成していく。

いじめの未然防止のためには、生徒に自己有用感や充実感を感じることでできる学校生活づくりが重要であると考えている。そのためには、道徳教育の推進や積極的な体験活動、学校行事等の実施とともに、基礎学力の保障や規範意識の向上等の多角的な教育を計画的・継続的に進めていくことが必要と考えている。

① 道徳教育を充実し、豊かな心の育成に努める

社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育むため、学校の教育活動全体を通じた道徳教育を推進していく。「いじめについて考える週間（6月）」や「人権週間（12月）」では、道徳や学活等の時間を使って、いじめ撲滅や身近な人権について、学校をあげて取り組むようにする。

② 体験活動等の教育活動を推進し、社会性を育む

生徒の豊かな情操や他人とのコミュニケーション能力、読解力、思考力、判断力、表現力等を育むため、集団宿泊体験、職場体験、地域ボランティア活動等の様々な体験活動を推進するとともに、異学年交流等の取り組みを充実させる。

③ 生徒の主体的な活動を推進する

いじめを許さない風土を生徒の中から醸成していくため、生徒会活動等の生徒の自治活動を活性化させ、本校の特色でもある『人権の輪（11月）』への取り組みを、生徒会が主体的に取り組めるようにする。20年以上の歴史をもつ「東兎中学校 生徒会 人権宣言」は、今後も継続させ、生徒たちがさらに人権意識を高めていくように配慮していく。

④ 情報モラル教育に取り組む

インターネットや携帯電話を利用したいじめ（ネットいじめ）への対応のため、発達段階に応じて、情報モラルを身に付けさせる情報モラル教育に取り組む。そのための指導の時間を、技術科や学級活動の中に、計画的に位置づけるとともに、保護者に対しても、研修会を設けるなどして、携帯電話等のもたらす様々な問題について、啓発を繰り返す。

⑤ 生徒がストレスを感じない学校づくりを推進する

生徒がいじめへ向かう要因の多くに、個々の抱えるストレスがある。生徒の感じるストレスの軽減は、いじめの未然防止のためには非常に重要であると考えている。生徒の抱えるストレスは、その大半が「人間関係によるストレス」、「学習に対するストレス」である。

「人間関係によるストレス」を軽減するために、学級活動でソーシャルスキル等のグループワークに取り組んだり、学級や学年、部活動等の様々な集団において、ストレスを感じない人間関係づくりを意識した集団づくりに取り組んだりする。また、学習に対するストレスを感じさせないため、「わかる授業」の創造や個別指導等の支援を推進していく。

⑥ 教職員の資質向上を目指す

教職員がいじめの問題に対して、その態様に応じた適切な対処ができるよう、心理や福祉の専門家、スクールカウンセラー等を活用し、教職員のカウンセリング能力等の向上のための校内研修を推進する。

また、生徒の行動で気にかかることがあるときには、教職員が互いに声を掛け合い、ケース会を開くなどして、適切かつ迅速に対処するようにする。

⑦ 家庭と学校、関係機関との連携を促進する

子どもや保護者の悩みや相談を受け止めることができるように、養護教諭が窓口となって相談を受け付けるようにしている。子どもや保護者のニーズに合わせて、学校で相談を受け付けたり、あるいはスクールカウンセラーや関係機関と連携・協働する体制を構築したりするようにしている。

2 いじめの早期発見の取組の充実について

本校では、すべての教職員が「いじめはどこにでも、どの子にも起こりうるもの」そして「いじめの被害者・加害者は大きく入れ替わることがある」という危機意識をもって生徒を見守り、あらゆる手立てを講じて、いじめの早期発見に努める。

①教育相談体制の充実を図る

教職員は、適切なカウンセリングマインドをもち、生徒が何でも相談できる人間関係づくりに努める。小さなことでも生徒の変化を感じたら、積極的に声をかけ、早めに教育相談を実施するようにする。

また、定期的な教育相談体制（個人面談の実施等）を充実させたり、いじめに関するアンケート調査を定期的に行ったりするなど、生徒の実態を把握するための取組を積極的に行う。

②校内の情報共有体制を整備する

校内での生徒の小さな変化も見逃さない生徒指導上の情報共有体制の充実を努め、担任だけの判断にとどまらない情報共有と情報を整理しながら、組織的・積極的な指導支援を行っていく校内の生徒指導体制の充実を図る。

③地域や家庭への情報提供等を依頼します

保護者や地域に対して、いじめに関する情報（疑いも含む）を察知した時点ですぐに学校へ連絡し、情報を提供してもらえる機会を捉えて啓発活動を行う。

3 発生したいじめへの対応について

発生した事案について、いじめと認知したら、被害を受けた生徒への支援を最優先としながら、関係する保護者と連携し、加害生徒への厳しい指導を行うとともに、いじめに向かわせた要因へ働きかける指導支援に取り組み、再発防止に努める。

また、該当する生徒だけでなく、学校全体の問題として、全教職員をあげて、いじめを許さない集団づくりに取り組んでいく。

なお、発生したいじめのすべてを教育委員会へ報告するとともに、重大な事案については警察に相談・通報する等の毅然とした対応を行う。

<重大事態と思われるいじめの例>

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・被害生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている場合

<いじめ認知後の基本的な対応の流れ>

①いじめを認知した時点で

いじめを認知した場合は、迅速に校内いじめ対策委員会を招集し、教職員で情報を共有し、保護者と連携しながら、組織的な対応を行っていく。

↓

②事実の明確化に努める

本人および関係者からの聞き取りやアンケート調査等、できる限りの手立てを用いて事実を明確にしていき、保護者に伝えていく。また、重大事態等の事案では、教育委員会との連携を密にしながら事実調査をしていく。



③被害生徒への支援を最優先に取り組む

被害生徒の心に寄り添ったケアを最優先に取り組み、スクールカウンセラー等の専門家の支援も依頼しながら、安心して登校できる状況を構築する。また、発生した事実と長期的な再発防止に向けた取り組みを、できるだけ明確に被害生徒の保護者に伝え、協力を仰ぐ。



④毅然とした姿勢で加害生徒への指導支援を行う

「いじめは絶対に許されない行為である」という毅然とした対応で指導し、重大事態を招くような事案の場合には、警察との連携により厳しい指導を行うとともに、加害生徒をいじめに向かわせた要因を把握し、その根本的な要因解決に向けた取組を行う。また、保護者に対しては、事実を明確に伝え、家庭での規範意識向上への働きかけや心に寄り添った厳しい指導を依頼する。



⑤いじめの構造を意識して集団への指導も行う

いじめには、「被害生徒」と「加害生徒」という立場だけでなく、いじめが発生した所属集団での「傍観者」等の集団構造がある。あらゆる手立てを講じて、いじめを許さない集団の醸成に努めるとともに、被害生徒を支えることができる風土を構築していく。



⑥多様な外部人材の活用等を活用し問題解決に努める

解決困難な重大事態等が発生した場合は、問題解決を図るため、学校、教育委員会、弁護士・警察等の多様な外部支援人材を積極的に活用できる体制を整えていく。

4 いじめに対応する校内組織の編成について

本校では、「いじめ対策委員会」を組織して、いじめの未然防止のための取組や発生したいじめへの組織的かつ迅速な対応を推進していく。この委員会は、校内の教職員だけでなく、必要に応じて外部の関係者にも参画してもらうとともに、教育委員会とも連携しながら運営していく。

<いじめ対策委員会>

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年生徒指導担当、養護教諭

<外部関係者・関係機関との連携>

○教育委員会（すべての事例を報告し、連携をとっていく。）

○児童相談所 ○スクールカウンセラー ・○玉野市教育サポートセンター

○生活安全課（深刻ないじめに関しては、警察の協力が必要になってくる。）

***** メモ書き *****

をいじめに向かわせない学校づくりを、

教職員一人一人が適切なカウンセリングマインドを持ち、生徒は周囲との人間関係をうまく構築できず、孤独感を感じたり、居場所がないと感じてしまったり、不適切な関係でしか関係を保てなくなってしまうストレスを感じたり、学習内容がどんどん分からなくなっていくことでストレスを感じ、怠学傾向になったり攻撃的になったり、ストレスを感じてしまう場合がある。

この要因を取り除く視点で学校づくりに取り組むことも大切であり、生徒を「繋ぐ」取り組み、人間関係づくりを意図的に取り入れた計画的な異学年交流活動や社会体験等の様々な体験活動や行事の中で求められる力を育成していくという視点での教育課程編成を推進することは等のコミュニケーション力の向上等の社会性の育成に成果があり、また、特別支援教育の視点に立った授業のユニバーサルデザイン化による「わかる授業」の創造、補充学習や個別指導等による学力保障の具体的な取り組みを実施していくことは、生徒の自己有用感を向上させることに繋がり、いじめの要因となるストレスの軽減に効果があると考えられる。

1 いじめの未然防止

全ての生徒が元気に登校し、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要だと考えています。

そのためには、いじめの未然防止に関する計画的・継続的な指導が必要であり、進めていくことが大切だと考えており、いじめの未然防止のための様々な教育活動に取り組んでいきます。

船橋市立習志野台中学校「学校いじめ防止基本方針」

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

（学校及び職員の責務）

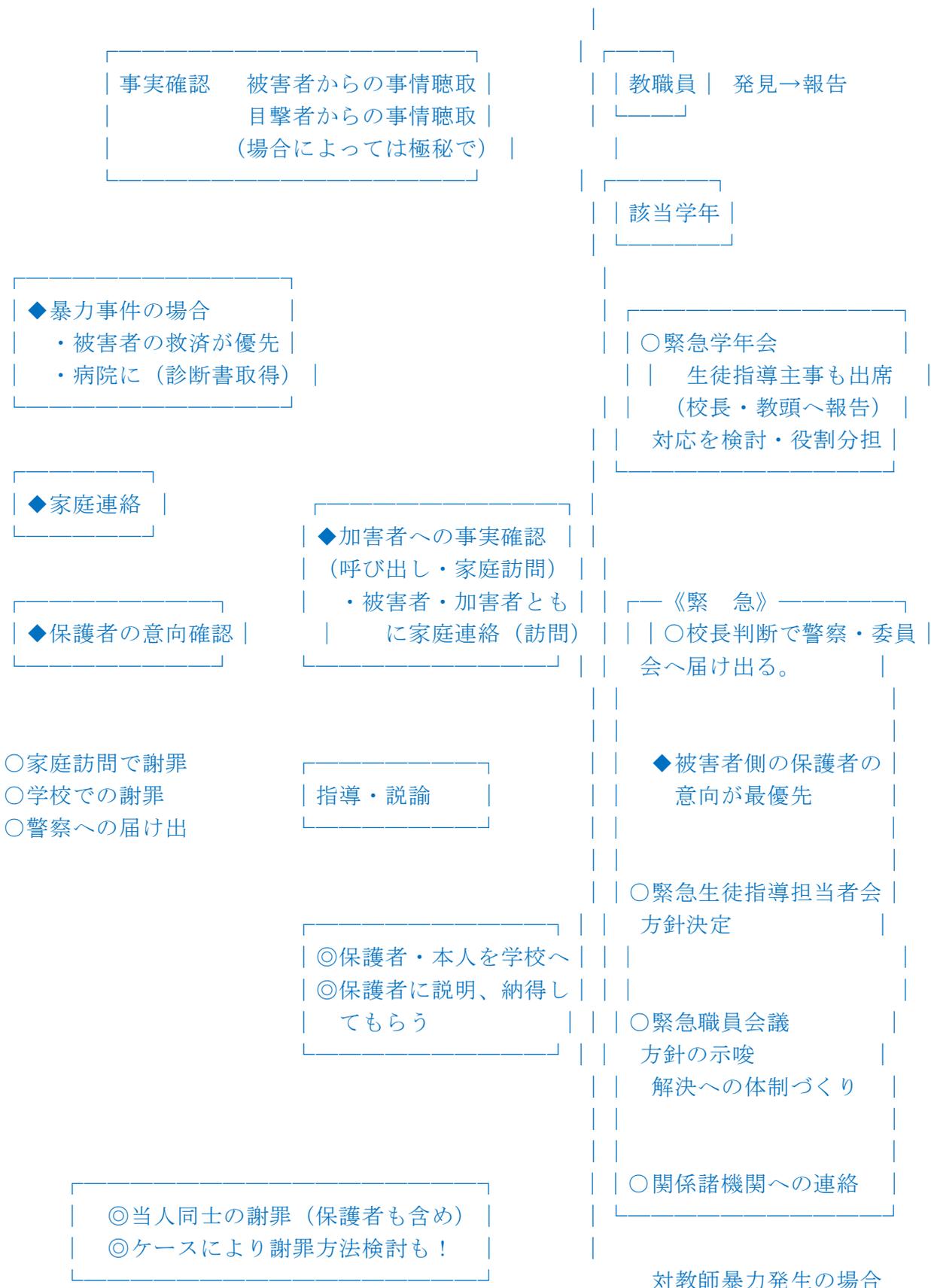
いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める

②事実の明確化

いじめの実態については、多くの生徒が関係していたり、過去にさかのぼって調査したりしなければならない場合もあり、事実を明確にしていくことが難しいことありますが、市のいじめ問題対策連絡協議会等の介入調査が求められる場合もあるので、

③被害生徒への支援

6 暴力行為など重大な問題発生時の対応について



対教師暴力発生の場合

※生活安全課へ届け出を出す場合の留意点

- 被害者の保護者の了解。
- 当事者等が逆恨みを受けないように配慮する。
- 先の見通しをきちんと親に知らせておく。

緊急生徒指導担当者会
の招集

7 いじめへの対応について

1 いじめ問題に関する基本的認識

- (1)「弱い者をいじめることは人間として絶対に許されない」との強い認識に立つこと。
- (2)いじめられている子どもの立場に立った親身の指導を行うこと。
- (3)いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを有していること。
- (4)いじめ問題は、教師の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題であること。
- (5)家庭、学校、地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって 真剣に取り組むことが必要であること。

2 「いじめ」への対応

「いじめはあるものとしての全校的な取り組みが重要
いじめを発見する体制と発見したいじめに如何に迅速かつ適切に対応し、いじめの
悪化を防止しながら、早期に真の解決を図るかが大切である。」

- (1)学校を挙げた実効性のある防止体制の確立(いじめは担任一人の問題にしてはいけない意識)

校長・教頭

- ・教職員の日頃の児童生徒のきめ細かな状況把握と信頼関係の情勢
- ・定期的な「いじめアンケート調査」の実施(抑止力効果)
- ・教育相談体制の充実(定期的な教育相談の実施)

生徒指導主事	・情報教育の指導体制の充実（ネット上のいじめの広がり）
↓	・部活動の指導体制の充実
定期的な情報収集と積極的な一手を	・危機管理マニュアルの徹底（マスコミ対応など）
	・日頃からの地域保護者からの情報収集

教職員（報告・連絡・相談）

全校生徒、地域や保護者へのアピール

- 校内で「いじめを許さない」気運を醸成する。
- 校内研修（事例検討会等）による指導力アップ
- 地域、保護者との連携
 - ・地域活動への積極的な参加（情報収集）
 - ・「心の居場所」となる家庭への働きかけ

(2) 学校を挙げた「いじめ」への指導体制の確立

いじめの把握——（発生）	対策チームの編成（担任だけに任せると学校不信につながる）
	・方針の決定
	・被害保護者への第一報（できるだけ早い時期での連絡）

- ①迅速かつ正確な事実関係の究明（その日のうちに全貌を明らかにするつもりで）
- | | |
|----------------|---------------|
| 関係生徒 | その他の生徒 |
| ・チームによる迅速な聞き取り | ・聞き取り、全体アンケート |
- （ごまかそうとする生徒の心理を分析しながら聞き取りを行う。）

情報集約と実態把握

- ・被害保護者への連絡（現在の状況を正確に説明、今後の方針）
- ・全教職員への周知と協力依頼

②関係児童生徒への指導（いじめは絶対に許さない姿勢で）

○加害生徒への指導（厳しく、しかし心理分析も含めながらの指導も含める）
○被害生徒の心に寄り添った指導（安心して学校に登校できるように、また、教師の加害生徒への指導の状態が伝わるように）

★教師立ち会いのもと、謝罪の場を設ける（場合によっては保護者同伴）。

（被害生徒、保護者の心情を中心に考える。）

- ・謝罪の場が開かれる前に、加害生徒の保護者にも正確に状況を伝え、確実に納得してもらっておく。
- ・いじめの強弱で判断せず、関係者はできるだけ集めるほうがよい。
- ・正確にわかっている部分とあやふやな部分について説明をする（あやふやにしない）。

・クラス（学年）の問題として取り上げ、全体へも指導する。

★特に関係生徒が多い場合（クラスの大半が関わっている等）

・臨時学級保護者会の開催

（正確な内容の説明と学校としての今後の方針、学級経営方針）

・PTA 保護者会での周知、学校だよりや学年学級だよりによる説明（ケースによる）

③把握後の全校的な指導方針の確立

対策チーム ・いじめの分析（何が原因だったか、教職員に問題はなかったか）

・今後の学校としての方針の決定

加害生徒への継続指導とその保護者との連携の在り方

被害生徒への継続指導とその保護者との連携の在り方（卒業まで）

学級（学年）経営の見通し

道徳、学活の充実

学校全体のいじめを許さない風土づくり

●特に、被害生徒から目を離さない教職員による体制づくりを行う。

(3) 関係機関との連携

・教育委員会（深刻ないじめに関しては報告、必要と判断する場合は指導主事と連携を
とっていく。基本的には、いじめが認知されたら市教委学校教育課へ報告を）

・児童相談所 ・スクールカウンセラー ・玉野市教育サポート

・生活安全課（深刻ないじめに関しては、警察との協力も必要になってくる。）

8 担任が生徒指導の最前線